

第5回滋賀県公文書管理に関する有識者懇話会 議事概要

日 時 平成28年5月31日（火）午後1時30分～3時30分

場 所 滋賀県庁本館4A会議室

出席者 青柳委員、梅澤委員、大賀委員、大橋委員、佐伯委員
拾井部長、山崎課長、八田室長、県民情報室職員

配布資料 別添のとおり

会議概要 次のとおり

1 開 会

2 議 題

(1) 前回の懇話会での御意見

事務局から資料1「（仮称）未来に引き継ぐ新たな公文書管理を目指して」（中間まとめ案）に対する懇話会委員の意見等とそれに対する考え方」に基づき、説明を行った。

<質疑応答>

（青柳委員）

「職員の資質」のところで、僕からの意見を反映してこういった案を提起していただいたのですが、この案だと、人材の育成に努め、その体制整備を図ると努力目標といった感じが出ているので、逆に弱くなってしまっていないでしょうか。

例えば、「研修を通じた人材の育成などその体制の整備に努めます」としたほうがシンプルで、これをやるという前向きな意思が伝わるのではないかと思います。いかがですか。

（事務局）

これについては、青柳委員のおっしゃるように、修正させていただきます。

（佐伯委員）

青柳委員のお考えは、「人材の育成など、その体制の整備に努めます」ですか。

（青柳委員）

「努めます」でも「図ります」でも最後のまとめ方は、どちらでもいいです。

（佐伯委員）

この流れのほうが、人材の育成に努めるということが強調されているように読めないでしょうか。

(青柳委員)

どちらでしょうか。「努める」と「図る」が二重になっているので、両方とも努力目標のようです。

(佐伯委員)

「図ります」は、努力目標ではなく、図らなければならないと断言しているように思います。「努める」は、努力義務のように読めます。何かしなければならないということが、「図ります」という表現の中に含まれていると読めるのではないかと思います、いかかでしょうか。

「図るように努める」と書くと、完全に全てが努力義務になってしまいますが、体制を充実しないといけないということが、この「図ります」によってはっきりするのではないかと思います。

(青柳委員)

他の委員の方は、いかがですか。それでよければ、特にこだわりません。

(大橋委員)

「図ります」のほうが強いです。

(佐伯委員)

何かしてもらわなければならないという意味合いがあるかと思いますが、青柳委員の趣旨もここに読み込まれているのではないかと私は思っています。

(大橋委員)

最初のとおり、「人材の育成など、その体制の整備を図ります」でどうですか。

(佐伯委員)

「人材の育成など」の後ろに「など」を入れると、「人材の育成に努めます」ならば完全に努力義務になってしまいますが、「など」がはいると、あとの「その体制の整備を図ります」にかかり、努力義務以上のものに見えるということですね。そのように修正しましょうか。少し強いメッセージが表れていますので、「人材の育成など、その体制の整備を図ります」ということです。

(青柳委員)

けっこうだと思います。

(佐伯委員)

では、このようにさせていただきます。

(2) 各実施機関からの意見

事務局から資料2「「(仮称)未来に引き継ぐ新たな公文書管理を目指して」(中間まとめ案)に対する各実施機関の意見等とそれに対する考え方」に基づき、説明を行った。

<質疑応答>

(大橋委員)

県警から非常にたくさんの御意見をいただいているようなのですが、知る権利を保障するという観点から言いますと、あまり広範な例外を認めないでいただきたいと思います。

ただでさえ、公文書管理法ができた後で、秘密保護法などができて、民主主義の基盤が損なわれているのではないかと私は懸念しております。県はもう少し民主的であってほしいと思っています。統一的な運用のもとで、限定的に例外を認めるようにしていただきたいと思います。

(青柳委員)

全く同じ意見です。行政委員会等と警察本部との意見が全く対極的なのが極めて面白いです。原課の事務を基本的にスリム化するために、こういった新しい事務をするのであれば、県政史料室で全てやりなさいと言う行政委員会等と、なるべく自分たちの関与の余地を残そうとする警察の意見がかなりはっきり出ています。

原則としては県政史料室による判断を中心にして、それでどうしても難しいのであれば、なぜそれが難しいのかという理由を明示し、移管しないにしても、そういった文書が確実に存在するのであり、何らかの形でアクセス可能なものについてはそのアクセスを認めるといった形でやっていただかないと、警察に、存在も知られないし公開もできない文書が手元に残るという状態は、非常に良くないと思います。

(7)の利用制限基準のところ、**「公文書の特殊性から知事（県民情報室等）への移管が困難な場合は、知事以外の実施機関で、独自に公文書館機能を設けることも検討する」**ということ、警察などを例に挙げていたのですが、こういうことをしている都道府県、つまり県警などが公文書館機能を持っているというケースは本当にあるのでしょうか。

こういった形で、自分たちで文書を公開しなさいと言うことは可能ですが、それで実現するかというと、私の印象では極めて心もとないと思います。そのケースがあればお教え願いたいです。

(事務局)

条例を制定している4県については、こういったことをしている例はありません。

(青柳委員)

やはりこの検討は、非現実的かと思います。やるからには一本化しておかなければ、警察がやっているのだから我々もとなりかねないのではないのでしょうか。

(佐伯委員)

捜査文書などの例外規定はありますか。

(事務局)

条例制定4県では、刑事訴訟に関する書類については例外規の取扱いをしています。ただし、例外を認めているのは、刑事訴訟に関する書類であり、警察の文書全てとはしていません。

(佐伯委員)

刑事訴訟に関する書類であれば、起訴されていないような書類も含まれると思います。そういった書類が県民情報室に移管されて見られるというのは、個人情報が入っている場合も多く、不都合があるかと思いますが、そうでない文書については、例外を認めないという方向でないといけないと思います。

情報公開法ができたときも、情報公開条例は警察を対象外にしていきましたが、それがおかしいということで、国が情報公開法の中で警察の文書も対象にすることから、今は、情報公開条例で、例外規定は設けてはいますが、警察の文書も情報公開の対象にしています。

廃棄の決定や移管の決定も警察が全部するということですので、これはなかなか認められない主張です。その例外は認められないと思います。

(大橋委員)

殺人に対する公訴時効などは撤廃されていますので、30年という基準を設けても、刑事訴訟に関する書類については、出せないというのは分かります。今おっしゃるように、公開することになじまないと思います。そこを例外にするのはやむを得ないとは思いますが、それ以外について、治安を理由に広範囲にとってしまうと、広範になり過ぎるのではないかと思います。

(青柳委員)

(6)の保存期間と満了時の措置についての警察本部の意見の中で、「指定備付け簿冊で、編綴している文書を必要に応じて差し替えていく」ということですが、文書のファイリングの中身を変えているので、文書の保存年限が定められないというのは、ファイルの管理の仕方としてそもそもどうなのかということです。そういうことは、なかなかこちらからは言えないのかもしれませんが、警察自体が、情報公開や公文書管理のことをもう少し理解してもらわないと、自分たちの裁量で文書をしまっておいたり差し替えたりできると思っていたら困ります。

(大橋委員)

移管しない**ために**、新しい文書を差し込んでいくという恣意的なことが可能になります。

(青柳委員)

ファイルがそもそも意味をなさなくなってしまうので、文書管理の在り方としてどうかと思います。

(事務局)

内容が変わるたびに更新するようなものもありますから、そういうものを指定備付け簿冊と言っておられるのではないのでしょうか。

公文書管理法にもありますが、移管元が意見を付すということはあり得ますので、その意見を参考に閲覧に対応することになるかと思います。

(青柳委員)

そこ自体を否定しているわけではないですが、関与できる部分をあまり残し過ぎると良くないです。考え方のところで、例外規定になってしまっているので、それはやめたほうが良いと思います。

(事務局)

前回も一元化したほうが良いという意見がありました。我々が初めに思っていたのは、地方機関等の施設に他の資料もあり、その施設で見せたほうが良いと思われるものがあつた場合は、そこで閲覧したほうが利用者にとってもいいだろうし、そういう施設を指定していけば公文書館機能としてできるのではないかと、その場合は知事が指定することにしてはどうかという考えです。

(青柳委員)

そうするのであれば、制度設計を相当しっかりして、知事が指定する、あるいは、県民情報室が公開の在り方に関与できる形にしておかないといけません。あくまで、公開の中核が県政史料室であり県民情報室であるということは、動かすべきではないと思います。

(梅澤委員)

警察の中で、厳格にできるのかということを詰めていかなければなりません。現状がこうだからという話ではなく、本質論の話です。

(青柳委員)

原則がまずあって、その上で、汎用の部分を考えるということです。

(佐伯委員)

警察だけを特別な実施機関として捉えることは、しっくりきません。文書が特殊な文書だからそれが例外ということは分かりますが、警察全体が特殊な組織だから別枠という考え方は、しっくりこないです。警察にも捜査関係でない文書は多くあるはずですので、そういう文書は移管してもらってもいいのではないかと思います。

条例を制定するときに、ここはいろいろと問題になるかと思いますが、警察だけの特別な例外の取扱いはしないという方向でまとめるのがいいのではないかと思います。

(青柳委員)

少なくとも条例制定4県と同レベルのものにしないと意味がないです。

(事務局)

これについては、意見交換の「歴史的文書への移管」でもう少し御議論いただ

きたいと思います。

(佐伯委員)

その他に、御意見御質問はございませんか。

(大橋委員)

(5) の利用請求について、行政委員会等から「クレイマーによる嫌がらせの請求に対応できる規定をどこかに置くべき」という意見がありますが、現実にもそういうことが考えられますか。

(事務局)

公文書公開では、何々に関する一切の書類という請求があると、一切の書類を探さなければならないので大変なのですが、歴史的文書の場合は件名あるいは簿冊目録がありますので、文書を特定できます。こういう文書を探しているといったレファレンスには対応しますが、請求される場合は目録でしていただくということです、それが大量であっても、少し時間がかかるとお伝えして対応しています。

(大橋委員)

行政からクレイマーと言われるような情報公開請求される方のケースを見ていますと、御本人はクレイマーのつもりでやっていないというケースもあります。調べたいのだけれど対象が分からない、むしろ行政に問題があって、仕方がなく大量に請求せざるを得ない、かかる範囲を大きく広げざるを得ないというケースがかなり多いのではないかと思っています。できれば、こういう規定は置かない方向でいていただきたいと思います。

(事務局)

利用請求については、目録があるので文書の特定ができるのですが、情報公開では、一切の書類といった文書を特定できない請求があり得ます。県の情報公開条例に権利濫用の規定はないので、民法の一般法理でいくという考え方もあるのですが、情報公開条例にそういった規定を設ける都道府県あるいは市町もありますので、検討する課題であると思っています。現段階では知る権利を保障するという方向で考えています。

(3) 意見交換

事務局から資料3-(1)「歴史的文書への移管」に基づき、説明を行った。

<質疑応答>

(青柳委員)

先ほど挙げていただいた参考資料の中で、44ページの歴史的資料保有施設の「施設の例」のところで、滋賀大学の史料館があげられています。公文書管理法施行のときに、歴史的資料保有施設として管理法の例外規定にしてほしいという

ことで、確かに申請しました。だからよく覚えているのですが、この規定は、美術館や博物館にはないといけない規程です。

要するに、これは、今まで言っていた行政文書の話というよりは、美術館や博物館が持っている古文書や歴史的な資料の話をしています。この規定がなければ、これらの公開についても公文書管理法の範囲内になってしまい、極めて公開しづらいのです。だから、絶対になくてはいけないし、逆に滋賀県では県立図書館を入れないでいいのかなと思います。この部分は、こういった形で入れないといけません。

意見交換の本県の今後の方向性というのが、少し分かりにくかったのですが、今の話でいいのでしょうか。歴史的資料と行政文書の話が混ざっている印象があるのですが、今後の方向性についてももう少し具体的に説明してほしいです。

(事務局)

特別の管理は、今も特別の管理でやっています。それは、そのまま条例の中で規定します。公文書館と特別の管理をしている施設の違いを明示させていただいたものです。

県立図書館も公文書管理においては、「等」の中に入っていますので、特別の管理の範疇に入ります。そこで作成している行政文書をどう扱うか。行政文書については、県政史料室に移管するのが普通のやり方だと思います。

ただ、近江学園に行ったときに、糸賀先生の資料館のようなものが併設されていて、そこで文書も持っていました。そのような文書はその場所で見えていたほうがより適切ではないかと感じました。

(青柳委員)

その件は、前回の懇話会するときにも、県内の機関で資料を持っていたほうがいいところもあるということで、近代美術館と琵琶湖博物館以外で該当するところを入れる、ただし、行政文書は、原則県政史料室に移管すると。それが動かさないということは、先ほどの議論と一緒に、きちんと通達するようにすればいいと思います。先ほどの警察の話と混ざっていたのですが、今の議論の中には警察は入らないのですか。

(事務局)

特別の管理には入りません。県政史料室の警察版です。

(青柳委員)

それはよくないと先ほど申し上げました。

(事務局)

先ほど御意見いただきましたが、我々の案は、警察本部にも県政史料室のようなものを置いて、警察本部の文書のうち歴史的に価値のある文書を保存する組織を警察本部の中に設けることも可能ではないかという案です。

(青柳委員)

それはやらないほうが良いと思います。これは、学術文化研究にかかる歴史的資料の保存施設として、公文書管理法の中で例外規定を設けたものですから、それに則したもので滋賀県でも考えるべきです。それを更に拡大解釈しないほうが絶対にいいです。

(事務局)

他府県は公文書館があり、文書庫もきちんとしたものを持っていて、特別な管理ができるのですが、滋賀県の場合は公文書館ではなく、県の機能を併せ持った文書庫です。職員が入って見ることもできますので、厳格な管理という意味では弱い部分があるかと思っています。

ただ、警察の中で移管できるのであれば、目録をきちんと公表し、何を移管したかを公表することについては、同じ取扱いをしなければならないと思っています。

(青柳委員)

ある程度、原課のほうで保存してもらわないと、滋賀県では現状、大きな集中保管庫のようなものはとれないということは分かるのですが、それは、この議論と別のことです。県政史料室が、相当きちんと警察の文書の廃棄と公開の仕組みに関与できるような仕組みを作っておかないと、かなり趣旨から逸脱する可能性があると思います。それはそれとして議論するべきで、最初からこういった例外規定があるという提示の仕方をしてもらいたくないと思います。

ここは、今後も近代美術館と博物館と図書館と、学術研究にかかる資料を保管している施設について、差し当たり知事が指定するというぐらいにしておかないといけないです。

(佐伯委員)

やはり、ここに警察を入れると変です。

(青柳委員)

公文書管理法で歴史的資料を例外規定とした意味をなくしています。公文書の話と混ぜてしまうと変です。

(佐伯委員)

法の趣旨を十分に踏まえる必要があります。

(大橋委員)

別の施設にする目的が違います。

(青柳委員)

歴史的資料と公文書を一緒にしないでほしいということで、散々議論をしてきました。古文書の公開を公文書と一緒にすると公開できなくなります。

(佐伯委員)

ここは、限定して捉えていくということです。

事務局から資料3-(2)「保存期間の延長の取扱い」に基づき、説明を行った。

<質疑応答>

(大橋委員)

報告だけですと、文書の移管を促したいときに弱くはないですか。承認あるいは協議としたほうが、より移管を促しやすいのではないかと思います。いかがでしょうか。協議あるいは承認ですと、何らかの権限を持っており、報告より一歩踏み込んだ言葉のほうが移管を促しやすいかと思います。

(梅澤委員)

移管することが前提で、それ以外の例外ですから、報告するだけだとそれだけでいいという印象を与えます。

(青柳委員)

この数字は知らなかったのですが、国では、延長が29.9%、裁量的延長が99.9%であることから、ほとんどが裁量によって手元に置いておくことができる仕組みだと、やはり良くないです。単に報告を受けるだけではなく、主体的に移管を進められるように、協議あるいは承認という言葉を検討することが適切だと思います。受け身でないほうがいいです。

(佐伯委員)

そういう意味だと、強すぎる感じがします。移管しなければならないのですが、期間を伸ばしたいという場合に、県民情報室が承認という処分のようなことをするならば、そのような権限があるのか少し気になります。

(青柳委員)

鳥取県は、文書館にかなり強い権限を持たせたとどこかで読んだような気がします。滋賀県の実態に合わせると、協議あたりでしょうか。これしか来ていないのはどうなのかと、県民情報室側が言えるように。

(佐伯委員)

報告だと、言えばいいだけですから。

(大橋委員)

報告で事足りるということになります。

(佐伯委員)

では、協議という方向でお願いします。

事務局から資料3-(3)「経過措置」に基づき、説明を行った。

<質疑応答>

(青柳委員)

熊本スタイルですね。その方向性でいくのがいいと思います。

(佐伯委員)

熊本県は、広くカバーしています。条例施行後に作成された文書についても対象としており、それが一番いいかと思います。

(事務局)

公文書管理法の読み方で、滋賀県は永年保存があるから複雑なのですが、30年経過した文書について、公文書管理法施行時にその文書も対象になるのですが、それをどう読み込むか、その文書はどうなっていくのかという規定をどう書くかということです。条例の書き方のような気もしますが、熊本県は、永年保存文書も移管することを丁寧に書いています。

(佐伯委員)

では、この方向性をお願いします。

(4) 最終まとめ案

事務局から資料4「最終まとめ案」(1～13ページ)に基づき、説明を行った。

<質疑応答>

(事務局)

7の「公文書館への移管」ですが、本県の今後の方向性のところで、警察本部長が含まれることを踏まえて、「知事等」に移管するとしていますが、他府県では公文書館ないしは知事に移管するということですので、この「等」を取り、県政史料室が移管を受け入れることにします。

そこで、大賀委員にお聞きしたいのですが、国において、警察庁の文書の実態はどのようなものでしょうか。

(大賀委員)

基本的には、公文書管理法の範囲内です。公訴資料など刑事訴訟法や刑事確定訴訟記録法でかかるものだけが例外規定ということで、警察の行政文書は、全部公文書管理法に基づいた手続を他の行政機関と同様にしています。移管先も国立公文書館になっています。

(事務局)

延長については、国は行政機関の長が判断するとしていますが、先ほど協議にするという議論がありました。

(大賀委員)

行政機関の文書管理者が、報告をするという形になっています。「行政文書の管理に関するガイドライン」では、例えば報告では延長の理由を書きなさいといったことを言っています。

また、行政文書管理状況報告に合わせて、延長件数を報告します。この行政文

書管理状況報告は、公文書管理委員会での議題になっていますので、仕組みとしては報告ですが、諮問機関である公文書管理委員会が内容を見るという形はとっています。

(事務局)

そこで異議があることもあり得るのですか。

(大賀委員)

過去に話題になったこともあります。ただ単に内閣総理大臣に報告されているだけではありません。行政文書管理状況報告を、毎年きちんと公文書管理委員会にあげるという仕組みがあります。

(事務局)

ここにつきましては、「等」を外して「知事」とします。

事務局から資料4「最終まとめ案」(14～26ページ)に基づき、説明を行った。

<質疑応答>

(大賀委員)

23ページの国立公文書館の開館日ですが、これまでのデータです。4月から土曜日を毎週開館することになっているのですが、ここだけ4月以降の状況が入るのがいいのかどうかという点もあるのですが、どうでしょうか。

2月の時点では、正式に決まっていなかったのですが、このとおりで事実関係は間違いはないのですが、4月1日から、東京本館の閲覧室と展示は、土曜日も開館しています。閲覧室は、月曜日休みですが、展示は、月曜日もやっています。

もしくは、ここに何月何日現在などと平成27年度の状況であるということを入れていただけると、問題はないかと思います。

(事務局)

できるだけデータは新しいほうがいいですし、また発行は今年度になりますので、修正します。

(大賀委員)

では、土曜日が開館したということですので、そのような書きぶりになっていたかと思いますが。

(佐伯委員)

最新の情報のほうがいいです。

(大賀委員)

もう一点、22ページのデジタルアーカイブの下から二つ目の「また」以下の文章ですが、こちらは、主語は国立公文書館という形で書かれています。

これは、全国公文書館長会議で「「所蔵資料等のデジタル化」に取り組む基本的な考え方」というものを取りまとめた結果の文章から引用していただいている

と思います。国立公文書館というよりも、全国の公文書館長会議で、そういう取組が議論されているとさせていただくと、より一般的に各県が取り組んでいることが分かるのではないかと思います。「国立公文書館において」を「平成27年度全国公文書館長会議において」にさせていただきたいと思います。

もう一点は、「クラウド技術等を活用した共同利用型システムの導入を検討」とありますが、これは、検討の一選択肢です。基本的な考え方の6では、「クラウド技術等を活用した共同利用型システムなどの導入により、利便性の向上とシステムの効率性の両立を図ることは有益な選択肢であり」という形になっています。

例えばここは、「共同利用型システムの検討について」といった形にさせていただくと、皆さんの中で取り組みやすい課題として全体で取り組んでいるという表現としていいのではないかと思います。この書きぶりを、公文書館長会議でうたっていますので、国立公文書館だけではなく全国の動向であるというところを強調させていただくほうが良いかと思います。

今回の指摘になり申し訳ないのですが、御検討いただければと思います。

(事務局)

デジタルアーカイブの「また」以下を修正ということですか。

(大賀委員)

「また」以下です。主語を「全国公文書館長会議において」としていただいて、「共同利用型システムの検討について、意見を取りまとめたところである」など、会議の場でそういう意見がまとまったという表現にさせていただくと、単に国がやっているからということではなく、公文書館全体の意識としてそういう考え方があるという形で、アピールするのがいいのではないかと思います。

下の今後の方向性のところも、そういったことが入るような文章にさせていただけるといいかと思います。

(事務局)

そのような形で修正します。

(大橋委員)

国際的には文書の作成および管理段階から、電子データで作成し保管していくという流れになっているかと思います。将来のことを考えればいつかはそうせざるを得ないので、今こういうものを作るのであれば、何かその検討について触れておく必要があるのではないかと思います。

後々の分析効率や県民の利用の効率を考えると、絶対そのほうが良いと思います。電子データを紙にし、それをまた電子データにするという手間も省けますし、何かそういう検討について触れておく必要はないのかと思います。とても保存が難しいという御意見もあり、議論の中では皆さん否定的でしたが、いかがでしょうか。

アメリカやカナダでは、電子データで保存する流れになっています。日本ではまだそうはなっていませんが、技術的な問題もあり、将来的にはそこを見習うことになるかと思います。民間では、いろいろなデータを電子データで残していく流れになっているかと思っています。そのほうが検索しやすく、非常に利便性も高いです。今すぐには無理でも、将来的にはそういうことも視野に入れる必要があるのではないのでしょうか。

(青柳委員)

稟議など、組織の中の意思決定のやり取りなどは、どんどんペーパーレスになっていますので、その部分が公開されないと県民にとって意味がありません。その部分が公開されないと、政策の決定過程が分からないということになりかねません。そこは、検討課題ということできちんと盛り込んで、紙媒体さえ残せばいいということではもはやなくなりつつあるということを意識しておかなければいけないかと思っています。

電磁的記録で、映像や音声についてはフォローしていますが、それ以外のものについて、どこまで残すのかということにもなりますが、そういった意思決定や稟議に関しては、たとえそれがメールのやり取りであっても、必要な個所は、作成する側も、これは公開される可能性があるという意識を持っていかないと、情報公開できないので、かなり難しいです。それ自体の検討をする場所を作らないといけないぐらいのものだと思います。これは課題として書いたほうがいいかと思っています。

(佐伯委員)

最後のほうでどこかに一言入れられたらいいです。

(青柳委員)

ペーパーレスを進めることにもなります。

(事務局)

全国の会議などでも、このことについては議題にあがっています。

(大橋委員)

技術的な問題がクリアされるのであれば、そういうところも取り組むべきだと思います。公文書の作成は、99%が電子データです。

(事務局)

起案は、そうです。平成17年度から文書管理システムを導入して、10年ほど経ちました。

(大橋委員)

いずれは切り替えることになるかと思っています。

(事務局)

そのまま残すのか、一度紙に打ち出して残すのか、システムで移管するのか、そのあたりが課題です。

(大橋委員)

それができれば、**保存スペース**もずいぶん小さくて済みます。

(佐伯委員)

12ページの「書面以外の取扱い」の今後の方向性のところに、少しそういうフレーズを入れることができるように思いますので、「電子文書に対する保存を検討していかなければならない」と入れてもらえればと思います。事務局のほうで検討してもらいましょう。

今回が最後ですが、今日の意見を踏まえて修正がありますので、委員の方は、メールか何かで確認するのですか。

(事務局)

はい。

(佐伯委員)

このまとめは、ホームページで公表されるのですか。

(事務局)

最終的にはそのように考えています。

(梅澤委員)

23ページの本県の今後の方向性に、「県の各実施期間および県内外の公文書館等」と書いてありますが、県内において、県を除けば、公文書館的な機能が弱いのです。この機会に、県内の公文書館的なところに働きかける必要があるのではないかと思います。今も担当者会議などをしていますが、情報発信の中で、これからそういった呼びかけが必要ではないかと思います。

(青柳委員)

市や町ともです。

(梅澤委員)

利用する側から言えば、県の行政文書だけを利用することはなく、地元の市町との関わりがあります。デジタル化のところでもありましたが、将来的に、県内を横断的に検索できるようになっていかななくてはいけないと思います。いっぺんには進まないですが、調査研究というところからすると、これからそういったことを可能にしていかなければいけないです。

(事務局)

今の梅澤委員の御意見ですと、この文章に市町を意識した言葉を足すということですか。

(梅澤委員)

もう少し言葉があってもいいかと思います。

(青柳委員)

長くなりますが、「県の各実施機関および県内外の公文書館等、また県内市町と連携しつつ」としてはどうですか。

(梅澤委員)

守山市や東近江市など、形を作っているところもあります。それぞれでやっているだけではなく、県とどれだけ繋がっているかということをしなないといけないと思います。

(佐伯委員)

「市町」という言葉を入れたほうが良いということですか。

(事務局)

当初は、県外の公文書館等と連携して情報発信していこうと考えていたのですが、県外ばかりでなく、県内の市町など公文書館機能を持っているところと連携していくことが大事であるということで、「県内外」という言葉にさせていただきました。

(佐伯委員)

「県内市町」も「県内外」に含まれていると読めます。

(事務局)

県内の市町だけでもなく、県外の公文書館等とも連携を図っていきたいと考えています。

(梅澤委員)

両面です。

(佐伯委員)

言葉はこのままでよろしいですか。

(梅澤委員)

はい。

事務局から資料4「最終まとめ案」(27～28ページ)に基づき、説明を行った。

3 閉 会

(梅澤委員)

ありがとうございました。いろいろと勉強させていただきました。私は県政史料室の立ち上げのところから、未整理の部分も抱えてきたので、今回そのあたりを整理して制度化を進めるということで、ありがたいと思っています。

当初から、公文書館という形のスタートではなかったのですが、組織が未分化でかえって歴史的文書への移管をスムーズにしてきたという面もありますので、今後の検討の中で、滋賀県らしさを生かしてもらえたらと思っています。

(青柳委員)

ありがとうございました。個人としてもいろいろと勉強させていただきました。これまで滋賀県が、条例、規則、要綱のない、遅れてしまっていた県であるということをもう一度認識したうえで、やるからにはいいものを作っていただきたい

と思います。

今日もいろいろ発言させていただきましたが、ぜひ知事、県民情報室および県政史料室が、主体的に文書の移管と公開を進めていくという強い姿勢を持って、今後も頑張っていたいただきたいというほかありません。微力ながら、今後も協力できるところはしたいと思っています。よろしくお願いします。

(大橋委員)

どうもありがとうございました。さすが自治意識の強い滋賀と言われるような、外に誇れるようないい条例を作っていたいただきたくお願いいたします。ありがとうございました。

(大賀委員)

お世話になりました。公文書管理法施行後、近く条例を作っていく場に参加させていただいて、いろいろと勉強になりました。ぜひ滋賀の条例として誇れるようないいものを作っていたいただければと思います。

また今後とも、公文書館というものが、国も含めて認知度が低いということもありますので、ぜひ御協力をいただいて、全体として公文書館の発展に御助力いただければと思います。ありがとうございました。

(佐伯委員)

最後に、私から御挨拶させていただきます。本懇話会の座長をさせていただきましたが、皆様の貴重な御意見をいただきまして、とても良いまとめができたと思っています。御協力に心より感謝を申し上げたいと思います。

条例はおそらくできるだろうと思いますが、この条例を契機に、全ての職員の方々が、公文書は県民の共有財産であることを認識されて、この条例を運用していただきたいと思っています。近い将来、県民が家のパソコンから公文書を気楽に見ることができる時代が来るということを希望しています。どうもありがとうございました。

県民生活部長から挨拶を行った。